

令和 8 年つがる市教育委員会

8 月定例会会議録

令和 8 年 8 月 2 4 日 開催

つ が る 市

令和 8 年つがる市教育委員会 8 月定例会議決結果表

(令和 8 年 8 月 2 4 日提案)

議案番号	件 名	議決年月日	結果
議案第 35 号	令和 8 年度つがる市一般会計 9 月補正予算（第 5 号）のうち教育委員会関係予算について	令和 8 年 8 月 24 日	原案可決
議案第 36 号	教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和 7 年度分）について	令和 8 年 8 月 24 日	原案可決
議案第 37 号	つがる市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱案について	令和 8 年 8 月 24 日	原案可決
議案第 38 号	つがる市立図書館の指定管理者制度導入について	令和 8 年 8 月 24 日	原案可決
議案第 39 号	つがる市地域クラブの認定について	令和 8 年 8 月 24 日	原案可決

令和8年つがる市教育委員会8月定例会会議録

○会議日時 令和8年8月24日（月曜日） 午後1時30分開会

○会議場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」A会議室

○議事日程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名

3. 会期の決定

4. 前回会議録の承認（7月定例会 会議録）

5. 教育長職務代理者の指名

6. 教育長報告

7. 報告事項

報告第18号 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について

8. 議事案件

議案第35号 令和8年度つがる市一般会計9月補正予算（第5号）のうち教育委員会関係予算について

議案第36号 教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和7年度分）について

議案第37号 つがる市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱案について

議案第38号 つがる市立図書館の指定管理者制度導入について

議案第39号 つがる市地域クラブの認定について

9. 閉 会

○付議事件 会議日程に同じ

○出席教育長及び委員（４名）

教育長	山	谷	光	寛
教育委員	帯	川	圭	太
教育委員	出	町	義	成
教育委員	鎌	田	常	芳

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

教育部長	小田	桐	勇	人
教育総務課長	工	藤	正	輝
指導課長	三	和	貴	道
社会教育スポーツ課長	神		隆	広
文化財課長（代理）	堀	内	和	宏
教育推進専門員	三	和	明	久

○職務のため出席した者の職氏名

教育総務課 係長	西	岡	圭	佑
----------	---	---	---	---

◎開 会

○教育長 それでは、始めたいと思います。

本日の出席は、私のほか委員が3名、定足数に達しております。

これより令和8年つがる市教育委員会8月定例会を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長 日程第2、会議録署名委員の指名をしたいと思います。

会議録署名委員は、委員会会議規則第22条の規定により、教育長が指名するとありますので、指名いたします。出町委員と帯川委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長 日程第3、会期についてお諮りします。

会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

○教育長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（7月定例会 会議録）

○教育長 日程第4、前回の会議録の承認について一括でお諮りします。ご異議がなければ承認したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

○教育長 ご異議がないようですので、7月定例会の会議録は承認することに決めます。

◎教育長職務代理者の指名

○教育長 日程第5、教育長職務代理者の指名に入りますが、このことについて、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長 はい。教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたとき、あらかじめ指名された委員がその職務を行う」と規定されております。

また、教育長職務代理者は一年間の任期満了毎に指名しておりますが、この度、平田教育委員が辞職したことに伴い、教育長職務代理者が欠員となっていることから、再度指名するものです。なお、任期は令和9年3月30日までとなります。

それでは、職務代理者は教育長が指名することとなっておりますので、教育長から指名をお願いします。

○教育長 それでは、職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、私が職務代理者を指名することとなっておりますので、指名いたします。

教育長職務代理者に、帯川委員を指名します。これについて何かご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○教育長 異議がないようですので、帯川委員を教育長職務代理者といたします。

帯川委員よろしくお願いします。

○帯川委員 よろしくお願いします。

◎教育長報告

○教育長 日程第6、教育長報告に入ります。

初めに、「English Camp at つがる地球村 2026」を実施して、資料1について指導課長から報告をお願いします。

○指導課長 はい。資料1「English Camp at つがる地球村 2026」を実施してについてご説明いたします。English Camp は、英語への興味・関心とコミュニケーション能力を高めることを目的に実施しています。平成28年に始まった事業で、今年で11年目になりました。コロナ禍の際に一度中止となったり、3回ほど宿泊なしの、English day として一日日程で実施したりしておりました。令和6年度から一泊二日日程にもどして開催しています。

市内4つの小学校から6年生5名、市内4つの中学校から15名、合計20名が地球村に集まり、本市のALT4名とCIR1名、西北管内のALT6名と一緒に、7月23・24日の二日間、オールイングリッシュに近い形で活動しました。

主な活動内容としては、出された課題を、班の仲間やALTなどと協力しながら、英語を使ってクリアしていくゲームや学びを行いました。昨年まで本市の稲垣・車力地区でALTを務めておりましたフィオナ先生とオンラインでアメリカメーン州バス市とzoomでつなぎ、つがる市の魅力をプレゼン資料で紹介する交流を行いました。フィオナ先生は、バス市在住ですので、バス市の魅力について紹介してもらう時間もあり、大変有意義な活動を行いました。

English Camp の成果としては、英語への関心の高まり、コミュニケーションに対する積極性の涵養など、本事業が参加児童生徒にとって貴重な経験となったと思われます。資料にもありますとおり、児童生徒のアンケートや感想文から伺えます。

この感想文は生徒及び児童もすべて英文で書かれているものでして、和訳したものを記載しております。後程ご覧いただければと存じます。以上で、説明を終わります。

○教育長 説明が終わりました。質問等はございますか。

出町委員

○出町委員 総括の方に、「来年度以降、宿泊に伴うトラブルや個別対応の検討の課題」と記載されていますが、実際にトラブル等があったのでしょうか。

○指導課長 今年度は大きな問題等はありませんでしたが、近年、個別の対応が迫られるケースであったり、参加する児童生徒の生徒指導面だったりの背景を我々運営側が十分把握しきれていない状況であったことから、宿泊を伴う活動については、見直しをかけていかなければならないということで、そのような記述になっております。

○出町委員 わかりました。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 続いて、資料2 外国語指導助手(ALT)の退職について指導課長から報告をお願いします。

○指導課長 資料2 外国語指導助手(ALT)の退職について説明いたします。

この度、一身上の都合で、配置校木造中学校、派遣校向陽小学校であったジェシカ先生が退職することになりました。令和6年7月から外国語指導助手として約2年間勤務し、イングリッシュキャンプでも中心的な役割を担って運営に尽力していました。なお、任期更新後の辞職となりましたので、後任につきましては現在調整中です。決定しましたらご報告します。説明は以上です。

○教育長 説明が終わりました。質問等はございますか。

鎌田委員

○鎌田委員 自己都合とありますが、いわゆる契約期間満了ということでしょうか。

○指導課長 本来であれば、次年度令和9年度の7月まで更新すると本人は意向を示していましたが、急な都合により退職するということになっております。

○鎌田委員 わかりました。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、以上で教育長報告を終わります。

◎報告第 18 号 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について

○教育長 続いて、報告事項に入ります。報告第 18 号 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について、報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長 令和 8 年 4 月 1 日～8 月 1 日までの県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況になります。交通違反 2 件、交通事故 2 件ということで、下に昨年度の状況を参考で記載しておりますが、交通違反については昨年度より 2 件少ないことが分かります。

(交通違反の内容、措置の状況について説明した。)

○教育長 説明が終わりました。質問等はございますか。

帯川委員

○帯川委員 交通事故の方ですけど、稲垣・車力地区は北の方になりますが、冬だったら、事故とかあってもしょうがないかなと思いますが 6 月に事故が起こるというのは、朝もしくは帰りとか、残業明けとか何か傾向はあるのでしょうか。

○教育総務課長 特段そういう傾向は見られず、季節的なものではなく、年間を通して事故が発生している状況です。

○教育長 不注意からの事故が多くなってきておりまして、大きい事故ではないにしても、学校長からも全体に指導してもらっているという状況です。

○帯川委員 わかりました。説明ありがとうございます。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

◎議案第 35 号 令和 8 年度つがる市一般会計 9 月補正予算(第 5 号)のうち教育委員会関係予算について

○教育長 続いて、議事案件に入ります。

議案第 35 号 令和 8 年度つがる市一般会計 9 月補正予算(第 5 号)のうち教育委員会関係予算についてを議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長 私の方からは、教育総務課分について説明いたします。2 ページをお開き願います。

(資料に基づいて歳出補正の金額・理由について説明した。)

○教育長 指導課長。

○指導課長 それでは指導課分について説明いたします。1 ページにお戻りください。

(資料に基づいて歳入補正の金額・理由について説明した。)

続いて、3ページをご覧ください。

(資料に基づいて歳出補正の金額・理由について説明した。)

○教育長 社会教育スポーツ課長。

○社会教育スポーツ課長 それでは歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。

(資料に基づいて歳出補正の金額・理由について説明した。)

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 文化財課分についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

(資料に基づいて歳出補正の金額・理由について説明した。)

○教育長 ただ今、説明が終わりました。ご質問等はございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、議案第35号について原案どおり可決いたします。

◎議案第36号 教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和7年度分）について

○教育長 続いて、議案第36号 教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和7年度分）についてを議題とします。説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長 本教育委員会事務の点検及び評価報告書に対する意見聴取のためのアドバイザー会議を7月30日と8月7日の2回にわたり、実施したところです。

報告書の12ページ13ページをお開き願います。施策別重点項目事務事業一覧になります。7月定例会において協議事項で上げておりますので、詳細は割愛しますが、7月の定例会からの主な変更箇所としては、No.16の総合評価をBからAに変更しております。

次に、報告書の36ページをお開き願います。アドバイザーからの教育委員会事務の点検・評価に対する意見になります。ここではアドバイザーからの総評が書かれており、上から5行目にありますがこの報告書では教育委員会の主要な施策や事務事業について、事業目的と取組実績から、効果・必要性・効率性等を自ら点検評価し、成果と課題が整理されたうえで、今後の取り組みの評価・方向性が示されており、「適正である」と判断するとしてございます。

最後のページ、37ページには、教育委員会の事業内容に対する意見が示されております。令和8年度分の評価報告書を作成する際に、反映したいと思います。

なお、本報告書につきましては、本日ここでご承認いただきましたら、市議会にも報告ということで資料を提出させていただきます。説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

帯川委員

○帯川委員 37ページの事業内容に対する意見、重点項目29番のところです。生涯学習支援事業参加者が、15名から4名に大幅に減少しているとなっております。課題として認識されますということだったんですけども、ここは何か理由はあったんでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 つがる市立図書館で行っている放送大学の受講者を指しております。ホームページや広報で宣伝はしております。前々年度の参加者は5名であり、前年度が多かったというところもあります。

○教育長 講座の内容が住民の要望にマッチしているかという点に左右されている現状かと思います。時期の見直し等の改善案については今後も要検討としまして、放送大学側とも協議していければと思っております。

○帯川委員 よろしくをお願いします。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、議案第36号について原案どおり可決いたします。

◎議案第37号 つがる市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱案について

○教育長 続いて、議案第37号 つがる市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱案についてを議題といたします。説明を求めます。

指導課長。

○指導課長 医療的ケアを要することのみを理由に就学の機会が損なわれることがないよう、安全・安心な受入れ体制を整備することは喫緊の課題であることから、教育、医療、家庭の緊密な連携の下、切れ目のない支援体制を構築するため、「つがる市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱」を定めるものです。

一枚めくってご覧になってください。国は、令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児が、他の児童等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮することを基本理念として示しています。これまで、医療的ケアが必要であることや、学校の受入れ体制が整っていないことを理由に、画一的に入学や転入学が拒否される事例があることが課題となっていました。本法は、全ての子供が安全に学校で学ぶことができる環境を整えることを、国や自治体の責務と定めています。

本市においては、令和10年度に小学校へ就学予定の医療的ケア児を見据えつつ、

今後の安全・安心な受入れ体制を整備し、教育、医療、家庭の緊密な連携の下、切れ目のない支援体制を構築することを目的として、本要綱を定めるものであります。

本要綱は、教育長の決定を受けた児童生徒に対し、主治医の指示の下で、学校看護師が医療的ケアを実施することを定めます。看護師不在時は、保護者の対応となります。医療的ケアの実施にあたり、学校長は校内医療的ケア安全委員会の設置と、個別実施計画の作成を行い、組織的な支援体制を構築します。また、関係機関との連携による、緊急時マニュアルの整備や家庭との連絡共有を通じて、安全を確保してまいります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

鎌田委員

○鎌田委員 医療的ケアを要する児童について、現時点で何名いるのでしょうか。

○指導課長 令和10年度入学予定の児童においては現時点で1名です。

○鎌田委員 学校看護師は、市内全校への配置を目指すのでしょうか。

○指導課長 本市の学校へ入学することが明らかになった際に、4月からの入学に向けて、2月から3月にかけて学校看護師が、必要な医療的ケアについて準備を進めていきます。2月、3月に間に合わせるとなると、学校看護師の募集は9月から遅くとも11月に実施する必要があります。市内全校へではなく、医療的ケアを必要とする児童が入学する予定の学校に対し、2名の学校看護師を配置するものです。

○鎌田委員 第5条の3項です。最後の方に教育長が実施可能な学校を指定するとありますけども、例えばエレベーターが設置されている学校、設備が整っているということも必要だと思います。例えば教育長の方から、ここの学校にはエレベーターがないので、あなたはこの小学校、又は中学校に行ってくださいといった形になるのでしょうか。

○教育長 現在も他市町村からそのケースでつがる市の学校へ入学している児童生徒がおります。エレベーターや多目的トイレの他、普通教室と特別教室の移動距離等、様々なことを考慮し、入学可能な学校を紹介しました。必要な設備が確保できない学校であれば入学してから学校生活を送るのに困ることが想定されますので、なるべく居住地から近い、設備の整った学校を紹介することになると思います。

○鎌田委員 この要綱ができれば、保護者にとってはいいことだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、議案第37号について原案どおり可決いたします。

◎議案第３８号 つがる市立図書館の指定管理者制度導入について

○教育長 続いて、議案第３８号 つがる市立図書館の指定管理者制度導入についてを議題といたします。説明を求めます。

社会教育スポーツ課長。

○社会教育スポーツ課長 次のページをお開きください。参考資料を添付しております。

(指定管理の予定期間や今後の予定について説明した。)

○教育長 説明が終わりました。ご質問等はございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、議案第３８号について原案どおり可決いたします。

◎議案第３９号 つがる市地域クラブの認定について

○教育長 続いて、議案第３９号 つがる市地域クラブの認定についてを議題といたします。説明を求めます。

社会教育スポーツ課長。

○社会教育スポーツ課長 新たに車力中学校柔道部の受け皿として、「車力柔道少年団」から認定申請があったことから、つがる市地域クラブの認定をするため提案するものでございます。次のページからは、認定要件である「規約・活動計画・収支予算・構成員名簿・保険加入状況」の確認資料となっております。また、市内を拠点に活動を行っており要件を満たしていることから、部活動の受け皿となる「地域クラブ」として認定するものです。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

帯川委員

○帯川委員 質問ではありませんが、ようやく受け皿ができて安心しております。

○教育長 テレビの中継を見ても、ほとんどクラブチーム所属の子が上位にきている状況だと印象を受けています。中学校の部活動に関しては、流れとしてはクラブに流れてるんだなという感じはしておりました。クラブチームの大会の規模も大きくなっております。レベルもクラブチームの方が高いということもあり、クラブ化への動きは止められないとこまで来ております。地域クラブの認定も要件を満たせば、どんどん認定していく所存です。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

○教育長 ないようですので、議案第３９号について原案どおり可決いたします。

◎その他

○教育長 では、その他に入ります。

各課からの連絡事項等ございませんか。

(「なし」という者あり。)

◎閉会

○教育長 それでは、ないようですので、これをもちまして令和８年つがる市教育委員会８月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後２時１５分 閉会)

令和 8 年 8 月 定例会

署 名

つがる市教育委員会会議規則第 22 条の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 24 日

つがる市教育委員会委員 出町 義成

つがる市教育委員会委員 帯川 圭太